

後期高齢者医療保険

- ◆新しい保険証と認定証が届きます
- ◆平成 29 年度の保険料決定通知書が 7 月中旬に届きます
- ◆一定の障がいがある人は 65 歳から加入できます

問合せ 国保ねんきん課 (本庁仮設庁舎西棟 1 階)

☎ 3 3 - 4 4 9 0

医療機関などで支払う 一部負担金の割合

同一世帯の後期高齢者医療被保険者の中で、住民税の課税所得が 145 万円以上ある人が

いる世帯	3 割
いない世帯	1 割



新しい保険証 (水色) に記載してある一部負担金の割合は、平成 29 年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。
 保険証の裏面に「臓器提供の意思表示」欄があります。臓器提供の意思表示をする人は、ボールペンで記入してください。
 なお、個人情報保護のためのシールがありますので、お気軽にお問い合わせください。

現在お持ちの保険証 (橙色) の有効期限は、7 月 31 日 (月) までです。
 新しい保険証 (水色) は 7 月中旬に簡易書留で郵送しますので、8 月 1 日 (火) からは新しい保険証 (水色) を使ってください。



保険証の更新時期です

◆新しい保険証と認定証が届きます

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」も新しくなります

■更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」 (橙色) は、7 月 31 日 (月) で有効期限が切れます。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」 (水色) は 7 月中旬に保険証と一緒に簡易書留で郵送します。8 月 1 日 (火)

入院・外来時の自己負担額 (月額) と入院時の食事代

一部負担金の割合	所得区分	外来時の自己負担限度額 (個人単位)	入院時の自己負担限度額 (世帯単位)	入院時の食事代 (1 食当たり)
3 割	現役並み所得者 (※ 1)	57,600 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 4 回目から 44,400 円 (※ 6)	360 円 指定難病者の人などは 260 円の場合もあり
	一般所得者 (※ 2)	14,000 円 (※ 5)	57,600 円 4 回目から 44,400 円 (※ 6)	
1 割	区分Ⅱ (※ 3)	8,000 円	24,600 円	過去 12 か月で 90 日までの入院 210 円 過去 12 か月で 91 日目以降の入院 160 円 (※ 7)
	区分Ⅰ (※ 4)	8,000 円	15,000 円	100 円

- ※ 1 同一世帯の後期高齢者医療被保険者に住民税の課税所得が 145 万円以上の人がいる場合
- ※ 2 現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人
- ※ 3 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人 (区分Ⅰ以外の人)
- ※ 4 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が 0 円となる人 (年金の所得は控除額を 80 万円として計算)
- ※ 5 自己負担額の年間 (毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで) の合計額が 144,000 円を超えた場合、超えた額が払い戻されます。
- ※ 6 過去 12 か月で入院時の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は自己負担限度額が 44,400 円となります。
- ※ 7 区分Ⅱの場合は、入院期間が 91 日目以降は食事代が 160 円になりますが、長期入院の申請が必要です。
- ★ 75 歳到達月 (月の初日以外) は、上記自己負担限度額が 1/2 となります。

■申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

※現役並み所得者と一般所得者は対象外

■新規申請について

所得区分Ⅰ・Ⅱ (左上表参照) に該当し、入院と高額な外来診療を受ける人は、国保ねんきん課または各支所内健康福祉地域事務所に申請してください。

からはこの認定証を使ってください。

◆平成29年度の保険料決定通知書が

7月中旬に届きます

平成29年度の保険料が決定しましたので、保険料額決定通知書を郵送します。

新規に後期高齢者医療保険に加入した人は、これまで加入していた保険の種類や加入時期で保険料の納付方法・時期が変わります。

■会社などに勤めている人に扶養されていた人は軽減されます

後期高齢者医療保険に加入する直前に被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）の被扶養者だった人には、保険料の軽減があります。均等割額が7割軽減され、所得割は加算されません。



■納付方法

- 特別徴収（年金からの差引）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。

- 平成28年4月からコンビニでの納付ができます。（使用期限がありますので注意してください。）



- 納付方法は、受給する年金額や保険料によって決定します。
- 申し出によって特別徴収（年金からの差引）を口座振替へ変更できます。

保険料額の計算方法

均等割額
47,900円

+

所得割額
(総所得金額等 - 33万円)
× 9.26%

均等割額…全ての被保険者が負担する金額
所得割額…所得に応じて負担する金額

※所得が低い人は均等割額と所得割額が軽減されます。
※最高限度額は57万円です。

◆一定の障がいがある人は

65歳から加入できます

■障害認定

65歳から74歳までの人で、「一定の障害」があると認定を受けることで、後期高齢者医療保険に加入することができます。この認定を受けることを「障害認定」といいます。

「障害認定」は本人の希望で行われるもので、75歳の誕生日前であれば、いつでも「障害認定」を撤回することができます。

■今までの保険はどうするの

障害認定を受け、後期高齢者医療に加入する場合は、今まで加入していた医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、健保組合、共済組合など）を脱退する必要があります。

■保険料や医療費はどうなるの

後期高齢者医療保険の保険料を負担することになります。所得区分が前ページの区分表で「一般」「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当する人は、医療機関などでの自己負担割合が1割になります。

■手続き

- 次のものを持参し、相談にお越しください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書（障害年金のもの）のいずれか
 - 現在使用している保険証
 - 印鑑
 - 預金通帳
 - マイナンバーカード
 - または通知カード



【障害認定基準】

区分	障害認定が受けられる障害の基準
障害基礎年金	1級・2級に該当するとき
身体障害者手帳	1級・2級・3級に該当するとき
	4級のうち音声機能または言語機能の障害があるとき
	4級のうち下肢障害で「両下肢のすべての指を欠くもの」に該当するとき
	4級のうち下肢障害で「1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」に該当するとき 4級のうち下肢障害で「1下肢の機能の著しい障害」に該当するとき
療育手帳	A1・A2に該当するとき
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級に該当するとき